

応募論文または受賞論文に不正があった場合の取り扱いに関する規程

公益財団法人 後藤喜代子・ポールブルダリ癌基金協会

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人後藤喜代子・ポールブルダリ癌基金協会（以下、「この法人」という。）が公益目的事業として行う顕彰論文の申請、審査の過程及び受賞後において、当該論文が研究活動における不正行為（以下、「不正行為」という。）に該当することが判明した時の取り扱いについて定める（以下「本規程」という。）。

(定義)

第2条 不正行為とは、次の通りとする。

(1) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

(4) 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること（二重投稿）

(対象)

第3条 対象となる論文は、この法人が行う顕彰論文への申請を行った論文及び受賞論文とする。

(不正の発覚と理事会の招集)

第4条 当該論文において申請中または受賞後に第2条に定める不正行為があったと認められるときは、直ちに理事長が理事会を招集する。

(処分)

第5条 理事会において不正が明らかであると認めた際、申請中の場合は、申請を却下する。受賞後である場合は、受賞を取り消し顕彰金の全額返還を当該研究者に請求する決議を行うことができる。

(返還要求)

第6条 前条における理事会の決議があった場合は、この法人は直ちに適切な方法により却下の通知または顕彰金の返還請求を行うものとする。

(規程の改正)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

1. 令和5年5月23日 制定